

航空機騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域の指定

昭和五十五年五月三十一日

山口県告示第五百五十号

環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第二項の規定に基づき、航空機騒音に係る環境基準(昭和四十八年環境庁告示第百五十四号)第一に規定する地域の類型をあてはめる地域を次のとおり定める。

地域の類型をあてはめる地域

地域の類型	該当地域
	別表第一から別表第三までに掲げる区域のうち、別図の淡緑色で着色した部分の地域
	別表第一から別表第三までに掲げる区域のうち、別図の桃色で着色した部分の地域
備考	別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部環境政策課、関係保健所、関係市役所及び関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

改正文(昭和五六年告示第三二六号)抄

昭和五十六年四月一日から施行する。

改正文(平成五年告示第二八六号)抄

平成五年四月一日から施行する。

改正文(平成八年告示第二七一号)抄

平成八年四月一日から施行する。

改正文(平成一〇年告示第三一六号)抄

平成十年五月一日から施行する。

改正文(平成一三年告示第二七六号)抄

平成十三年四月一日から施行する。

改正文(平成一五年告示第一四二号)抄

平成十五年四月一日から施行する。

改正文(平成一七年告示第一六七号)抄

平成十七年三月二十二日から施行する。

改正文(平成一八年告示第一三六号)抄

平成十八年三月二十日から施行する。

別表第一

(平一七告示一六七・一部改正)

1 区域
下関市及び山陽小野田市の地域で、補助点一の一、基点一、二、三、四、五、補助点五の一の各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域
2 点の位置
(一) 基点
一 北緯三四度二分 東経一三一度五分
二 北緯三四度四分二〇秒 東経一三一度三分一五秒
三 北緯三四度四分二〇秒 東経一三一度一分四五秒
四 北緯三四度二分五〇秒 東経一三一度一分二〇秒
五 北緯三四度二分 東経一三一度一分三〇秒
(二) 補助点
一の一 二の点から一の点を見通す線と最大高潮時海岸線との交点
五の一 四の点から五の点を見通す線と最大高潮時海岸線との交点

別表第二

(平五告示二八六・追加)

1 区域
宇部市の地域で、補助点一の一、基点一、二、三、補助点三の一の各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域
2 点の位置
(一) 基点
一 北緯三三度五六分二八秒 東経一三一度一八分一〇秒
二 北緯三三度五六分二二秒 東経一三一度一七分三六秒
三 北緯三三度五五分二九秒 東経一三一度一五分四〇秒
(二) 補助点
一の一 二の点から一の点を見通す線と最大高潮時海岸線との交点
三の一 二の点から三の点を見通す線と最大高潮時海岸線との交点

別表第三

(平五告示二八六・旧別表第二線下)

1 区域
防府市の地域で、補助点一の一、基点一、二、三、四、補助点四の一の各点を順次結んだ線、補助点四の一から四の二までの最大高潮時海岸線、

補助点四の二と四の三を結んだ線、補助点四の三から四の四までの最大高潮時海岸線、補助点四の四、基点五、補助点五の一の各点を順次結んだ線、補助点五の一から五の二までの最大高潮時海岸線、補助点五の二と五の三を結んだ線及び補助点五の三から一の一までの最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域並びに補助点五の四、基点六、七、補助点七の一の各点を順次結んだ線及び補助点七の一から五の四までの最大高潮時海岸線(基点六の北側の部分に限る。)によつて囲まれた区域

## 2 点の位置

### (一) 基点

一 北緯三四度二分 東経一三一度三五分

二 北緯三四度三分 東経一三一度三三分四〇秒

三 北緯三四度三分二〇秒 東経一三一度三二分

四 北緯三四度三分 東経一三一度三〇分

五 北緯三四度二分 東経一三一度三〇分三〇秒

六 北緯三四度〇分五〇秒 東経一三一度三五分

七 北緯三四度一分 東経一三一度三五分二〇秒

### (二) 補助点

一の一 二の点から一の点を見通す線と最大高潮時海岸線との交点

四の一 四の点と五の点を結んだ線と山陽本線第二横曽根橋りよの最大高潮時海岸線との交点

四の二 四の点と五の点を結んだ線と横曽根川左岸の最大高潮時海岸線との交点

四の三 四の点と五の点を結んだ線と佐波川右岸の最大高潮時海岸線との交点

四の四 四の点と五の点を結んだ線と佐波川左岸の最大高潮時海岸線との交点

五の一 五の点と六の点を結んだ線と防府市大字浜方字鶴浜二八七番地の一二に沿接する赤線道に沿接する堤とうの東側の最大高潮時海岸線との交点

五の二 五の点と六の点を結んだ線と防府市大字浜方字古浜三一番地に沿接する市道百間中関線の西側の最大高潮時海岸線との交点

五の三 五の点と六の点を結んだ線と防府市大字浜方字古浜一二六番地の二に沿接する堤とうの南側の最大高潮時海岸線との交点

五の四 五の点と六の点を結んだ線と防府市大字向島字長通渚七七五番

地の二の北側の最大高潮時海岸線との交点  
七の一 六の点から七の点を見通す線と最大高潮時海岸線との交点

別表第四

(平十八告示一三六・一部改正)

1 区域
岩国市の地域で、補助点一の一、基点一、二、三、四、五、六、七、八、補助点八の一の各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域
2 点の位置
(一) 基点
一 北緯三四度一〇分五〇秒 東経一三二度一四分
二 北緯三四度九分四五秒 東経一三二度一二分一〇秒
三 北緯三四度八分三〇秒 東経一三二度一二分五秒
四 北緯三四度七分 東経一三二度一分四〇秒
五 北緯三四度六分 東経一三二度一分四五秒
六 北緯三四度五分 東経一三二度一二分二〇秒
七 北緯三四度二分 東経一三二度一二分三〇秒
八 北緯三四度一分 東経一三二度一三分
(二) 補助点
一の一 二の点から一の点を見通す線と最大高潮時海岸線との交点
八の一 七の点から八の点を見通す線と最大高潮時海岸線との交点